

玄海原子力発電所操業差止訴訟に係る準備書面 42 の概要について

当社は、玄海原子力発電所操業差止訴訟の第 56 回口頭弁論において、本訴訟におけるこれまでの主張をまとめた準備書面 42 を提出し、以下のとおり、玄海原子力発電所の安全性は十分に確保されており、原告らの人格権を侵害するような重大な事故が発生する具体的危険性がないことを改めて主張しました。

1 安全確保対策について

多重防護の考え方にに基づき、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」という機能を果たす安全上重要な設備を配備し、事故防止に万全を期している。さらに、これらの安全上重要な設備が機能を喪失するような事態も想定し、安全確保対策をより一層充実させている。

2 地震に対する安全性について

原子炉等規制法や関連規則等の要求事項並びに詳細な調査・観測等により把握した地域的な特性等を踏まえ、最新の科学的・技術的知見である強震動予測レシピに基づき、さらに不確かさを考慮した上で、安全側となるよう適切に基準地震動を策定している。また、その地震力に対して玄海原子力発電所が十分な耐震安全性を有していることを確認している。

3 火山に対する安全性について

火山影響評価を行った結果、九州の 5 つのカルデラ火山（始良、加久藤・小林、阿多、鬼界、阿蘇）において、玄海原子力発電所の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いこと、また、降下火砕物（火山灰等）の影響によっても、同発電所の安全性が確保されることを確認している。

4 原子力防災対策について

原子力災害の発生及び拡大の防止並びにその復旧等に関する原子力事業者としての責務を果たすため、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者防災業務計画を策定し、実効性のある原子力災害対策の構築を図っている。また、「玄海地域の緊急時対応」は、具体的かつ合理的であることが原子力防災会議において了承されており、その策定以降も、避難計画の検証及び改善が重ねられ、一層の具体化・充実化が図られている。

以 上